

平成 28 年度 高知県四万十市 地域おこし協力隊員募集要項（道の駅）

四万十市北部、西土佐江川崎にもなく新たな道の駅「よって西土佐」がオープンします。そこで「よって西土佐」を拠点とした活動を行う地域おこし協力隊員を 2 名募集します。

1 募集人数

2 名

2 活動内容

○道の駅「よって西土佐」を拠点としたデザイン業務及び情報発信業務等

- ・各種企画に関するデザインを地元デザイナーと連携し行う
- ・WEB による情報発信等

○道の駅「よって西土佐」を拠点とした商品開発業務

- ・地場産品（農作物等）を活かした商品開発
- ・実際の加工販売

3 募集対象

○デザイン業務及び情報発信業務等・・・1 名

グラフィックデザインの経験があり DTP ソフトの使用ができる方

○商品開発業務・・・1 名

地場産品を活用した商品開発及び加工販売に興味がある方

下記(1)～(11)の全ての要件を満たす方

- (1) 平成 28 年 4 月 1 日時点で概ね年齢が 20 歳以上、45 歳以下の方。性別は問いません。
- (2) 中山間地域の地域協力活動に意欲があり、都市地域等から四万十市の配属地域へ住民票を異動させて生活できる人、又は、これまで地域おこし協力隊員として、一定期間（2 年以上）活動し、かつ解職から 1 年以内にある者で四万十市内の配属地域へ住民票を異動させて生活できる人
- (3) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
- (4) 任期終了後も本市の中山間地域に引続き定住する意志のある方
- (5) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (6) 普通自動車免許を取得している方
- (7) 地域づくりの主役は地域住民であることを理解し、地域住民と協働できる方
- (8) 活動に際して市の条例や規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (9) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会など、不規則な勤務に対応できる方

(10) パソコンを使用できる方

(11) 地方公務員法第 16 条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方

※上記の「都市地域等」とは、条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の他 2 法に指定された地域）以外の地域をいう。

4 住居、委嘱予定日等

(1) 住居（予定） 江川崎、江川権谷

(2) 委嘱予定日 平成 28 年 4 月 1 日（仕事の引継ぎ等の理由により委嘱予定日から地域おこし協力隊としての活動が困難な場合は、委嘱日について相談に応じます。）

(3) 事務所 西土佐総合支所産業建設課内（西土佐総合支所と道の駅は隣接しています。）

5 勤務日数及び勤務時間

(1) 勤務日数：原則週 4 日（月 16 日）以内

(2) 勤務時間：原則 8 時 30 分から 16 時 45 分（1 日 7 時間 15 分、週 29 時間）

※土日祝日の勤務が多くなります。

※所定の月の労働日数又は労働時間を下回った場合は、その分減額となります。

※年次休暇があります（1 年目は 7 日まで）。

6 雇用形態及び期間

(1) 四万十市の非常勤特別職員（地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号）として四万十市長から委嘱します。

(2) 初年度の委嘱期間は、委嘱日から平成 29 年 3 月 31 日までです。次年度からは年度毎に委嘱できるものとし、最長 3 年間とします。

(3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

7 報酬

月額 166,000 円

※別途通勤手当（距離によります、江川権谷 4,000 円程度）があります。

※その他、賞与、時間外手当、退職手当等は支給しません。

8 待遇及び福利厚生

(1) 休暇日で業務に支障がなければ、兼業を認めます（届出が必要です。）。

(2) パソコン及び公用車が 1 人 1 台用意されます。

- (3) 居住地として市が所有又は提供（市が貸借）する住宅に居住してもらいます。無償で貸与しますが、水道光熱費等は個人負担です。権谷の場合は、勤務地である西土佐総合支所まで車で 20 分程度かかります。
- (4) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。
- (5) 年次休暇等は市の条例規則を適用します。
- (6) 中山間地域での生活や通勤の移動手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車等の持込をお勧めします。

9 応募手続

- (1) 応募受付期間

平成 27 年 12 月 1 日（火）から平成 28 年 1 月 31 日（日）必着

郵送又は四万十市地域おこし協力隊募集ページ (<http://40010city.com/>) のメールフォームで受付けます。尚、提出された書類は返却しません。

- (2) 応募者への資料の送付

本市地域おこし協力隊への応募を希望される方に、事前に本市のまちづくり方針や施策等の資料やパンフをお送りし、認識を深めていただくとともに協力隊としての活動目標の資料等にしていきたいと思っております。

送付を希望される方は四万十市西土佐総合支所地域企画課までご連絡ください。

- (3) 提出書類

郵送の場合

- ・履歴書（市販のもので可。写真添付）※簡単な応募動機をつけること（別紙可、氏名記入）。
- ・作文（A4 で書式自由、印字可）※作文にも最初に住所と氏名をつけてください。

題材：道の駅でどのような活動を行うか、また道の駅の活用について

文字数：1,000 文字程度

メールフォームの場合

- ・メールフォームに必要な事項を入力してください。郵送のものと内容は同一です。

- (4) 申込・お問合せ先

〒787-1601 高知県四万十市西土佐江川崎 2445-2

四万十市西土佐総合支所地域企画課 地域振興係 上岡史卓

電話 0880-52-1111 メールアドレス：n-tiiki@city.shimanto.lg.jp

10 選考

- (1) 第 1 次選考

書類選考のうえ、結果を 2 月中旬に応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に2月下旬に第2次選考試験（面接）を行います。日時及び会場等の詳細については、1次選考結果の通知の際にお知らせします。

なお、第2次選考のための必要な交通費及び宿泊費等は個人負担となります。

(3) 最終選考結果の通知

最終選考の結果については、3月上旬に文書で全員に通知します。

※ 住民票の異動は必ず委嘱日（平成28年4月1日等）以降に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象者でなくなり、採用を取り消すことがあります。

(4) 現地説明

試験前に現地説明などを受けたい場合には、個別に現地案内や関係者の話を聞くことも対応可能です。